

◎マイナンバーカードを使って送信
(マイナンバーカード方式)

用意するものは、マイナンバーカード、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンです。

◎IDとパスワードで送信
(ID・パスワード方式)

平成30年1月以降に税務署で発行しているID・パスワード方式に対応したID・パスワードが必要ですが、(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。

※印刷して郵送などで税務署へ提出も可能です。

スマートフォンやタブレット端末で見やすい専用画面

令和2年1月からスマートフォンやタブレット端末で、申告書を作成するための専用画面を利用できる範囲が広がります。次の方は専用画面を利用できるようになりました。

- ・年金収入や副業などの雑所得がある方
- ・2か所以上の給与所得がある方
- ・スマートフォンなどの申告書の作成はこちらから



コードを利用したコンビニ納付手続開始

平成31年1月から自宅などにおいて納付に必要な情報(氏名や税額など)を、コードとして作成・出力することにより、コンビニの窓口で納付できるようになりました。

※詳しい利用方法などは、国税庁のホームページを確認してください。

平成31年4月1日以後の確定申告書提出時の源泉徴収票などの添付が不要となりました

◎添付は不要となりましたが、税務署や市役所会場などで確定申告書を作成する場合は、源泉徴収票などが必要です。申告会場に忘れずに持参してください。

- ◎添付が不要となるおもな書類
- ・給与所得、退職所得および公的年金などの源泉徴収票
- ・オープン系投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・配当などとみなす金額に関する支払通知書
- ・上場株式配当などの支払通知書
- ・特定口座年間取引報告書

医療費控除について

○医療費の領収書の提出が不要となり、明細書の添付が必要ですが

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

なお、医療費の領収書は自宅でも5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。)

令和元年(平成31年)分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

住宅借入金等特別控除を受けられる方

住宅ローンを利用してマイホームの新築・購入をして、令和元年(平成31年)中に入居した場合で一定の要件を満たすときは住宅借入金等特別控除をつけることができます。

控除をうけるための要件など、不明な点は税務署に確認してください。

住宅借入金等特別控除の確定申告説明会のご案内

令和元年(平成31年)中に住宅ローンを利用して自宅を新築または購入された方を対象に、確定申告説明会を開催します。

当日、持参いただいた書類に不備がなければ、確定申告書の作成および提出ができます。

とき 2月7日(金)～14日(金)
(祝日を除く)

事前に電話予約が必要です。

電話受付

月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

記帳・帳簿などの保存制度

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となっています。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度については、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

